

神戸市スポーツ表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の精神に基づき、本市スポーツの振興に著しく寄与した者及びスポーツに優秀な成績を収めた者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、優秀選手表彰及び優秀団体表彰(以下「表彰」という。)とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、それぞれ毎年一定の日を定めて行う。

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 市長は、次の各号に掲げる団体(以下「推薦団体」という。)又は文化スポーツ局長の推薦に基づき、第7条の選考委員会の審議を経て被表彰者を決定する。

- (1) 公益財団法人神戸市スポーツ協会加盟競技団体
- (2) 神戸市レクリエーション協会加盟団体
- (3) 兵庫県高等学校体育連盟神戸支部
- (4) 神戸市中学校体育連盟
- (5) 神戸市小学校スポーツ協会
- (6) 各区体育協会
- (7) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

2 表彰の推薦は、推薦書(様式第1号及び様式第2号)に所定の事項を記載し、選考委員会に提出することによって行うものとする。

(被表彰者の資格)

第6条 被表彰者の資格は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 国際競技大会に日本代表選手として参加し、優秀な成績を収めた者又は

団体

- (2) 各種競技で日本記録を更新した者又は団体
- (3) 全日本選手権大会及びこれに準ずる大会において、特に優秀な成績を収めた者又は団体

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 公益財団法人神戸市スポーツ協会会長及び副会長
- (2) 神戸市レクリエーション協会会長
- (3) 神戸市スポーツ推進委員協議会議長
- (4) 神戸市立高等学校体育連盟会長
- (5) 神戸市中学校体育連盟会長
- (6) 神戸市小学校スポーツ協会会長
- (7) 株式会社神戸新聞社運動部長
- (8) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会専務理事
- (9) 文化スポーツ局副局長

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、文化スポーツ局スポーツ企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。